

リリモテラス運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、リリモテラス運営協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長久手市が策定した「リリモテラス公益施設(仮称)整備基本計画」に基づき、同施設の運営に関する事項を協議し、事業及び運営方法について同市へ提案することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) リリモテラス公益施設(仮称)及びリリモテラス内の関係施設の事業及び運営についての検討。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項。

(会員)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために主体となる関連団体の構成員等で構成する。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長1人及び監事2人を置く。

- (1) 会長は、会員の互選によってこれを定め、副会長及び監事は会員のうちから会長が指名する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 監事は、協議会の監査事務を行う。

(任期)

第6条 役員任期は、本協議会の解散までとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、会員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(議長)

第8条 会議の議長は、会長が務める。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(解散)

第10条 協議会は、第2条で掲げた目的を達成した時点で解散する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規約に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年8月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。